

京都市人権文化推進計画

令和5年度取組実績

京 都 市

◆「京都市人権文化推進計画【改訂版】」における各重要課題等 一覧

I 重要課題別の取組

- 1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり
- 2 子どもを共に育む社会づくり
- 3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり
- 4 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり
- 5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組
- 6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重
- 7 安心して働き続けられる職場づくり
- 8 感染症患者等の人権尊重
- 9 犯罪被害者等の人権尊重
- 10 刑を終えて更生を目指す人
- 11 ホームレスの人権尊重と自立支援
- 12 高度情報化社会における人権尊重
- 13 L G B T 等の性的少数者の人権尊重
- 14 様々な課題

II 教育・啓発、相談・救済の取組

- 1 教育・啓発
- 2 相談・救済

III 計画の推進に関する取組

- 1 推進体制と職員研修
- 2 関係機関、関係団体との連携
- 3 進行管理と評価

※ 本資料では、局の名称を略表記しています。正式名称は以下のとおりです。

文市＝文化市民局

産観＝産業観光局

保福＝保健福祉局

子若＝子ども若者はぐくみ局

「京都市人権文化推進計画 令和5年度取組実績」について

◆ 概要

京都市人権文化推進計画（以下「同計画」といいます。）は、第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）で構成し、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。

同計画の進行管理については、第2章から第4章までを対象としており、本取組実績は、令和5年度の以下の事業について、それぞれの具体的な内容を掲載しています。

◆ 令和5年度取組実績における取組事業数 441事業（別紙：全事業一覧） （内訳）

新規事業数	5事業
改善事業数	10事業
継続事業数	426事業 ※事業の終了等により事業数に変更があったもの

＜参考＞令和5年度事業計画における取組事業数 447事業

新規事業数	3事業
改善事業数	10事業
継続事業数	434事業

1 令和5年度新規事業

◆新規事業一覧（5事業）

- (1) 障害者ピアサポート研修事業
- (2) 子どもの見守り活動支援事業
- (3) 医療的ケア児等地域支援コーディネート事業
- (4) 留学生の地域企業就職の促進（追加）
- (5) 山科区「人権啓発パネル展」の開催（追加）

◆新規事業の実績報告（主な事業のみ）

〔1〕障害者ピアサポート研修事業（障害のある人／保福）

＜事業概要＞

障害や疾病の経験を持つ方が、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者のピアサポートを行う取組を推進し、障害者の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安解消を図るため、京都府と連携し、ピアサポートへの理解を促進し、多様なピアサポーターを養成する「障害者ピアサポート研修」を実施。

<事業実績>

- ・令和5年11月に京都市障害者ピアサポート基礎研修を開催（修了者数：71名）

研修実施により、ピアサポートへの理解の促進及び障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の支援に寄与したものとする。

身体障害や精神障害に関する内容が多いため、全障害に対応していく内容を引き続き検討するとともに、研修内容の充実のため、引き続き、ピアサポート活動に関する実態の把握に努める。

（2）子どもの見守り活動支援事業（子ども／子若）

<事業概要>

子ども食堂等の子どもの居場所づくりや子育て家庭への食品配送事業を行っている団体が、活動を通じて実施する子どもの見守り活動に係る経費を補助する「京都市子どもの見守り活動支援事業補助金」を創設。子ども食堂等の運営団体が自ら意識して、支援が必要な子どもの気づきの窓口として取り組んでもらうことを目的としており、地域で子どもや家庭を見守る体制の強化につなげる。

<事業実績>

- ・全体見守り型補助金：24団体
 - ※ 主に子どもの居場所において、子どもの様子を見守り、子どもとの会話を通じて、支援を必要とする子どもや家庭の「気づきの窓口」となるような事業が対象
- ・個別支援型補助金：10団体
 - ※ 子どもの居場所や子育て家庭への食品配送事業において、支援が必要な子どもを個別に把握し、定期的に直接的な見守り活動を行い、その結果を京都市に報告・支援機関との連携を行う事業が対象

運営団体からは活動を継続する支えになるとの声を多数いただいております。支援が必要な子どもの気づきの窓口（きっかけ）となる地域の自主的な取組を推進していくために重要な取組であるとする。

支援が必要となる要因や背景は様々であり、子ども本人や周りの大人が気づきにくいことが課題であるが、支援が必要な子どもや子育て家庭を定期的に見守り、必要に応じて適切に支援機関につなぐことができるよう、引き続き助成を実施する。

（3）医療的ケア児等地域支援コーディネート事業（子ども／子若）

<事業概要>

医療・福祉分野などに精通する「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」の専門家チームにより、支援機関への専門的助言・指導（スーパーバイズ）、医療的ケア児等へのコーディネート支援等を行うモデル事業を実施。

※ 医療的ケア児・・・日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（たんの吸引や経管栄養など）を受けることが不可欠である児童

<事業実績>

- ・医療的ケア児等に係る支援について、医療、福祉、教育等の関係機関から受けた相談への対応（51件）。
- ・市内全域の保育園・幼稚園等を対象に、医療的ケア児支援に向けた勉強会や個別相談会を実施（2回、参加人数：延べ86名）。

令和5年度は、南部エリアのみでの実施であったが、他エリアからも問い合わせが多く寄せられ、医療・福祉の専門家チーム（コンソーシアム）で実施する形が有効であると確認できた。

他エリアにおいても医療・福祉の専門家チームを配置する必要があるため、事業実施体制が整ったエリアから、順次実施地域の拡大を図る。

〔4〕留学生の地域企業就職の促進（多文化・職場づくり／産観）

<事業概要>

外国人留学生の市内就職を促進するため、「留学生採用イベント」として、地域企業に留学生採用に関する基礎知識や好事例を紹介するセミナーや、留学生に地域企業の魅力を発信する「企業と留学生の交流会」や「インターンシップ・企業見学マッチング会」を実施。

<事業実績>

- ・留学生採用セミナー 第1回：参加企業10社、第2回：参加企業12社
- ・企業と留学生との交流会（フリートーク） 参加企業：9社、参加者：17名
- ・企業と留学生との交流会（ディスカッション） 参加企業：7社、参加者：14名
- ・インターンシップ・企業見学マッチング会 参加企業：8社、参加者：20名

参加者の留学生からは、「いろいろな職業情報や採用情報を知ることができて感謝する」「企業と直接交流できる」という声、企業からは、「人材確保のため、留学生採用の重要性を理解した」「留学生採用の前例はないが、チャレンジしたい」という声をいただき、一定の評価が得られた。

引き続き、留学生を採用する地域企業の増加を図り、留学生に対しては地域企業の魅力発信を行う。加えて、留学生のビジネス日本語能力を向上させ、円滑なコミュニケーションの促進と就職後の定着率向上を目指す事業を実施する。

2 令和5年度改善事業

◆改善事業一覧（10事業）

- | |
|--|
| (1) 人権月間の周知方法 |
| (2)(3) <u>農福連携に取り組む農林業者支援事業／農福連携による障害者雇用創出の更なる推進</u> |
| (4) 敬老乗車証の交付 |
| (5) <u>成年後見制度の更なる普及啓発・利用促進</u> |
| (6) <u>民生児童委員活動支援事業</u> |
| (7) 重度障害者タクシー料金助成事業 |
| (8) <u>ヤングケアラーへの支援</u> |
| (9) 左京区「啓発講演会＋施設見学会」（12月） |
| (10) 小・中学校のバリアフリー化の推進 |

◆改善事業の実績報告（主な事業のみ）

(2)(3) <u>農福連携に取り組む農林業者支援事業／農福連携による障害者雇用創出の更なる推進（障害のある人／産観・保福）</u>
--

<事業概要>

障害のある方等が農林業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組である「農福連携」について、令和5年度以降は、農福連携の対象を新京野菜から全ての農作物に拡大し委託業務（農作物の種まき、除草作業、肥料撒き、収穫等）の抽出・新商品の開発支援等を行うことにより、福祉施設と農林業者の継続的な関係を構築し、農福連携の自走化及び雇用の創出を図る。また、令和5年度から、農福連携の支援対象等を農林業全体に拡大し、農林業者が、障害福祉サービス等事業所と連携して実施する試行的な取組等を支援することで、農林業者が抱える農福連携への不安を解消しながら、障害のある方の就労や生きがいづくりの場を生み出すとともに、高齢化や担い手不足が進む農林業分野における新たな働き手の確保につなげていく。

<事業実績>

・「農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金」の創設【新規】

内容 市内の障害福祉サービス事業所へ作業委託する際に必要な経費等を支援する補助金
令和5年度補助実績 3件

・マッチング会の開催【市内全域では初開催】

日時 8月22日(水) 14時～16時

参加者 農林業者 12名、福祉施設 19事業所

内容 農福連携の事業紹介及び事例紹介の後、ブース形式での農林業者と福祉施設とのマッチング会を開催

農林業者と福祉施設とのマッチングにより、3件が本事業を活用して農福連携に取り組んだ。取組農林業者については、福祉施設への作業委託により、作業負担の軽減や品質・

収量の確保など、課題解決につながる結果となった。

今後も、農林業者から福祉施設への農作業の委託や農作物を使った新商品開発が自発的に行われ、取組が自走化することにより、障害のある方の就労機会の創出に繋がるように事業を展開していく。

〔５〕成年後見制度の更なる普及啓発・利用促進（高齢者／保福）

＜事業概要＞

認知症高齢者等が増加する中で、成年後見制度の需要が一層高まっている。京都市成年後見支援センターでは、御本人や御家族、御高齢の方や障害のある方の福祉に携わる支援者等からの制度利用に関する相談を受け付けている。令和５年度から、同センターに、日常的な金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業を利用する方が、成年後見制度に円滑に移行できるよう支援する利用促進支援員を新たに２名配置する。【充実】

＜事業実績＞（令和６年３月末時点）

・日常生活自立支援事業

新規契約件数 173 件

契約終了件数 206 件（うち成年後見制度への移行件数 74 件）

待機者数 190 件

・成年後見制度

市長申立件数 73 件

利用促進支援員支援件数 349 件

・成年後見支援センター

相談件数 1,697 件（前年比：＋284 件）

成年後見セミナー参加者 743 名（２クールの合計）

成年後見講座参加者 230 名

相談件数の増加について、利用促進支援員による訪問支援などのアウトリーチが件数増加のひとつの要因であると考えられる。相談者の続柄は本人や親族等の市民に次いで関係機関等からの相談が多くなっている。関係機関へ研修等の啓発活動を行っていたこともあり、相談が多くなっていると思われる。

日常生活自立支援事業の利用者が認知機能の低下や身体状況の悪化等により、利用者自身が介護サービスの契約ができない場合等に、迅速かつ適切に成年後見制度の利用につながるよう、当該利用者を支援するチームに利用促進支援員が参画し、成年後見制度の手続支援を行うなど、利用者の意思決定の支援を推進していく。

また、増加する成年後見制度に関する相談に引き続き丁寧に対応できるよう、相談、広報・啓発及び申立ての支援を推進する。

〔６〕民生児童委員活動支援事業（高齢者・子ども／保福）

＜事業概要＞

地域福祉を推進する民生児童委員（老人福祉員を含む）が、安心して、安定的・継続的

に活動していけるよう、新たに、民生児童委員の活動に必要な知識や技術等の向上を支援し、地域の特性に応じた民生児童委員活動の充実を図るとともに、活動の不安や負担感等の軽減に取り組む。

<事業実績>

(1) 効果的な民生児童委員活動の推進【新規】

新たに1名配置した民生児童委員活動支援員が先駆的・特徴的な学区民生児童委員活動の好事例やノウハウを蓄積し、他の学区のより効果的な活動の実施に向けて助言等の支援を実施。

(2) 民生児童委員活動における相談対応【新規】

学区民生児童委員協議会からの、地域福祉推進のための活動内容等に関する電話相談等に応じ、必要な助言や対応等のサポートを実施。(電話相談：3件)

(3) 民生児童委員への研修【継続】

市・各区研修会開催の企画運営、民生児童委員の外部研修へ参加派遣。(18回)

(4) 民生児童委員活動の把握・情報共有【継続】

他市活動等の情報収集や定期情報交換会の開催運営。

(5) 民生児童委員制度や活動の普及啓発【充実】

ホームページ等の広報媒体も活用し、民生児童委員制度や活動を市民周知や啓発を推進。(京都市民生児童委員連盟ホームページのリニューアル等)

民生児童委員の確保は年々厳しくなっている。引き続き、民生児童委員が安心して、安定的・継続的に活動していけるよう、活動に必要な知識や技術等の向上を支援し、地域の特性に応じた民生児童委員活動の充実を図り、活動の不安や負担感等の軽減に取り組むとともに、市民周知・啓発の強化を図っていく。

(8) ヤングケアラーへの支援(子ども／子若・教育・保福)

<事業概要>

令和3年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、引き続き、ヤングケアラーの社会的認知度を高めるため、子どもや市民向けの周知啓発に取り組む。

これまでから、多分野・多機関協働により必要な支援につながるよう連携体制を構築し、各分野の既存の施策を組み合わせた支援に取り組んでいるが、ヤングケアラーの抱える要因や背景は様々であり、制度の狭間に陥るケースも想定されるため、制度の狭間にあるヤングケアラー本人の負担軽減や、家事・育児の支援を通じた対象世帯の課題やニーズの把握を目的として、新たにヤングケアラー世帯向けの訪問支援事業を市内2行政区でモデル的に実施。

<事業実績>

- ・ ヤングケアラー本人の負担軽減を目的とした訪問支援事業を中京区、右京区でモデル的に実施。(利用実績：2件)【新規】
- ・ 市内全ての鉄道駅、及び地下鉄の全車両・編成のほか、京都市内の府立・市立学校等での、本市オリジナルポスターの掲示、イオンモール桂川でのケアラー向けイベントに

おけるリーフレット等の配架や市公式 SNS による情報発信等、社会的認知度の向上を図るとともに、幅広い方々を対象とした研修会の開催、研修動画のオンデマンド配信を実施し、ヤングケアラーの早期発見・把握に繋がる取組を行った。【充実】

各区役所・支所の各分野の研修等において、ヤングケアラーをテーマに取り上げていただく機会が増えている等、官民間わす支援機関において関心が高まっていると感じている。

ヤングケアラーの早期発見・把握、適切な支援に繋げるには、社会的認知度の更なる向上が必要であるため、周知啓発を促進する。また、ヤングケアラー本人の負担軽減を目的とした訪問支援事業を引き続きモデル的に実施することで、家事・育児の支援を通じて対象世帯の課題やニーズの把握等に努める。